

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 令和 5 年(2023 年)5 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 5 月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 5 月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

（掲載判例 INDEX）

*「1.法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

（民事法）

【1】共同相続人の相続分を指定する旨の遺言がされた場合に、相続財産中の不動産につき遺言の内容に反する所有権移転登記がされたとしても、遺言執行者はその抹消登記手続を求める訴えの原告適格を有するものではない（令和 5 年 5 月 19 日最高裁）

参照条文等:民法 1012 条 1 項 2 項、995 条

キーワード:原告適格 抹消登記請求

【2】内視鏡的静脈瘤結紮術を実施した手術の結果、患者が手術中の低酸素脳症により寝たきり状態になったのは手術をした医師らに原因があるとして損害賠償を請求したところ、医師らに過失又は注意義務違反があったとして約 1 億 3830 万円の支払が命じられた事案(令和 3 年 9 月 16 日神戸地裁)

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)415 条、民法 709 条、715 条

キーワード:医師 過失または注意義務違反 内視鏡的静脈瘤結紮術

【3】中学校の部活でいじめにあい不登校になった X が、中学校教諭ら及び Y 市教育委員会がいじめ防止義務や不登校解消義務等の職務上の義務に違反したと慰謝料等の支払を求めたところ、教諭の体罰、教育委員会の重大事態としての調査の懈怠を認め請求の一部を認容した事案(令和 3 年 12 月 15 日さいたま地裁)

参照条文等:いじめ防止対策推進法 28 条、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:いじめ防止義務 不登校解消義務 慰謝料請求

【4】医療法人 Y 設置の歯科医院においてインプラント手術を受けた X は、担当医師が術前検査による神経の位置の確認をしないまま誤った位置にインプラント体を埋入され左側三叉神経を損傷したとして請求した損害賠償の支払が命じられた事例(令和 4 年 1 月 14 日大津地裁)

参照条文等:民法 415 条、416 条、418 条、民事訴訟法 92 条の 2、247 条

キーワード:インプラント手術 術前検査 損害賠償

【5】X は、Y1 の代表取締役 Y2 が詐欺行為を行ったとして Y1 の仲介した売買契約の手付金の返金及び損害賠償を、Y3 が作成した架空の貸付を内容とする公正証書に基づき Y1 の口座を差押えた行為が X の Y1 への債権を侵害したとして損害賠償等をそれぞれ請求し認容された事例(令和 4 年 2 月 14 日東京地裁)

参照条文等:民法 709 条、703 条、会社法 350 条

キーワード:詐欺行為による取消し 架空の貸し付け 転付命令

【6】風力発電事業者 A 社と大垣警察署署員が X から市民運動活動家の身上情報等の情報交換を行ったことに対し、X がプライバシーの侵害を理由として損害賠償及び情報の抹消を請求したところ、同署員への情報提供は違法として賠償を認めたが、情報の抹消請求は棄却した事例(令和 4 年 2 月 21 日岐阜地裁)

参照条文等:国会賠償法 1 条 1 項、警察法 2 条 1 項

キーワード:身上情報等の情報交換 プライバシー侵害 損害賠償

【7】婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定は憲法 14 条 1 項、24 条

1 項及び 2 項に違反し、国会が同性間でも婚姻を認める立法措置を講じる義務を怠っているとして慰謝料等の支払いを求めたところ、原告の請求が棄却された事例(令和 4 年 11 月 30 日東京地裁)

参照条文等:憲法 13 条、14 条 1 項、24 条 1 項 2 項、民法 739 条 1 項、戸籍法 74 条、国家賠償法 1 条 1 項

キーワード:同性婚 立法措置を講じる義務 慰謝料

(商事法)

【8】Y 社が買収防衛策として導入した差別的行使条件および取得条項が付された新株予約権の無償割当てに対し Y 社株主の X がその差止を求めたところ、その差止を認めたため Y が保全抗告したが、その抗告が棄却された事例(令和 4 年 7 月 21 日大阪高裁)

参照条文等:会社法 247 条

キーワード:差別的行使条件 取得条項 新株予約権の無償割当て

(知的財産)

【9】被告は「Julius Tart」の文字を標準文字で書してなる商標の商標権者であり、原告は、「TART」の標準文字からなる商標の商標権者だが(共に第 9 類「眼鏡」等を指定商品とする)、原告が被告の商標登録無効審判不成立を受け、本件審決の取消しを求めたが棄却された事案(令和 5 年 4 月 25 日知財高裁)

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

キーワード:商標登録無効審判 眼鏡 審決の取消し

【10】控訴人が発明の名称を「乳がんの処置におけるエリブリンの使用」とする特許権の特許権者である被控訴人に対し原告医薬品の生産、譲渡等について本件特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認等を求めたが訴えが却下され、控訴を提起したが棄却された事案(令和 5 年 5 月 10 日知財高裁)

参照条文等:特許法 100 条 1 項

キーワード:差止め請求権を有しないことの確認 医薬品の生産、譲渡

【11】特定農林水産物等の登録に関する処分をめぐり、原告会社は行訴法 14 条 1 項本文所定の出訴期間を徒過しており、本件処分に係る取消訴訟を自ら提起しないと判断したのだから、出訴が遅れた組合内部の事情は同項の「正当な理由」といえないとし訴えを却下した事例(令和 4 年 6 月 28 日東京地裁)

参照条文等:行政事件訴訟法 14 条、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 3 条 2 項、15 条

キーワード:特定農林水産物の登録 出訴期間 正当な理由

【12】本件特許権者である原告が、被告への不実の移転登録がされたとして抹消登録手続を求めたところ、民法 93 条ただし書きの規定を類推して本件特許権の譲渡は無効として請求を認容した事案(令和 5 年 4 月 12 日東京地裁)

参照条文等:民法 93 条ただし書

キーワード:特許権譲渡 取締役会による承認決議

(刑事法)

【13】裁判官が勾留理由開示期日において告知した勾留理由に関し不服を申立てる本件抗告につき、勾留理由開示は公開の法廷で裁判官が勾留の理由を告げるもので刑訴法 433 条 1 項にいう「決定または命令」に当たらないとして本件抗告の申立を棄却(令和 5 年 5 月 8 日最高裁)

参照条文等:刑事訴訟法 433 条 1 項

キーワード:勾留理由開示 抗告

(公法)

【14】墓地、埋葬に関する法律施行細則の規定は、墓地等の所在地から概ね 300m 以内にある人家に居住する者の平穏な日常生活を送る利益を保護する趣旨を含むものであるとして、そのような人家に居住する者が納骨堂経

営許可処分等の取消しを求める原告適格を有すると判示(令和5年5月9日最高裁)

参照条文等:墓地、埋葬等に関する法律10条、行政事件訴訟法9条

キーワード:許可処分取消 原告適格

【15】老齢厚生年金等の受給権者であった亡Aと重婚的内縁関係にあった内妻が厚生年金保険法上の「配偶者」に当たるとして遺族厚生年金等の請求をした事案。内妻の請求を棄却した原判決を取消し、控訴審裁判所は内妻が配偶者の要件を満たすとしてその請求を認容(令和3年11月11日東京高裁)

参照条文等:厚生年金保険法3条2項、37条1項、59条1項、国民年金法5条7項、19条

キーワード:重婚的内縁関係 配偶者 遺族厚生年金

【16】旧優生保護法に基づき強制不妊手術を受けさせられたと主張する控訴人が、国に対し慰謝料請求等をした事案。除斥期間の経過により被害者の権利行使を排斥することは著しく正義・公平の理念に反する等として控訴人の国家賠償請求を認容した(令和4年3月11日東京高裁)

参照条文等:優生保護法(平8法105号改正前)1条、4条、12条、憲法13条、14条1項、国家賠償法1条1項、民法(平29法44号改正前)724条後段、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律5条3項

キーワード:強制不妊手術 除斥期間 権利行使

【17】同居中の男性が殺害された控訴人(男性)が遺族給付金の支給を申請したところ公安委員会から支給しない旨裁定されたためその取消しを求めた事案。どのような共同生活関係の者に給付金を支給するかは立法府に広い裁量が認められるとして処分の取消しを認めなかった(令和4年8月26日名古屋高裁)

参照条文等:犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律5条1項1号)

キーワード:同性パートナー 犯罪被害者給付金 配偶者

【18】小学校の運動場のゴールポストが倒れ児童が死亡した事故に関し、保護者(両親)が学校側が安全配慮義務に違反し、また、事故調査につき保護者の意向を確認する義務等を怠ったとして損害賠償を求めた。安全配慮義務違反を認め、保護者の意向確認等の義務を否定した判決(令和4年6月24日福岡地裁久留米支部)

参照条文等:民法709条、722条2項、国家賠償法1条1項、2条1項

キーワード:学校事故 安全配慮義務 保護者の意向確認

【19】同居の孫と世帯分離された上で生活保護を受給していた原告が、その後行政処分庁により孫との世帯分離解除がされ孫の収入と併せた世帯収入が最低生活費を上回るとの理由で生活保護の廃止決定がなされたため処分の取消しを求めたところ請求が認容された事例(令和4年10月3日熊本地裁)

参照条文等:生活保護法4条、10条

キーワード:生活保護 世帯分離 経済的な自立助長

(社会法)

【20】原告が、原告の元取締役、元従業員らが代表取締役を務める被告会社に対し、原告の契約するクラウドサーバーに記録されていた営業情報を窃取したとして営業行為の差止め等を求めた事案。本件情報が営業秘密として管理されていたとは言えない等として請求を棄却(令和5年4月17日大阪地裁)

参照条文等:不正競争防止法2条1項4号、2条6項、3条1項

キーワード:営業秘密 クラウドサーバー 誓約書

(その他・弁護士関係)

【21】破産手続開始の申立て事件を委任された弁護士Yが破産財団を構成すべき財産を散逸させたとして破産管財人Xが損害賠償を求め、YはXに対し不当訴訟として損害賠償を求めた事案。本判決はYの財産散逸防止義務違反を認めず、一方YのXに対する反訴請求も棄却した(令和4年2月25日東京地裁)

参照条文等:民法 415 条、644 条、709 条、破産法 148 条 1 項 4 号

キーワード:財産散逸防止義務 不当訴訟

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

(民事法)

【1】最二判令和 5 年 5 月 19 日 最高 HP

令和 4 年(受)第 540 号 3 番所有権抹消登記等請求事件(原判決変更)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/085/092085_hanrei.pdf

裁判要旨

1 共同相続人の相続分を指定する旨の遺言がされた場合に、相続財産中の不動産につき遺言の内容に反する所有権移転登記がされたとしても、遺言執行者は、その抹消登記手続を求める訴えの原告適格を有するものではない。

(理由)

遺言で相続分の指定がされたとしても、共同相続人が相続開始の時から各自の相続分の割合で相続財産を共有し、遺産分割により相続財産に属する個々の財産の帰属が確定されることになるという点に何ら変わりはない。また、相続分の指定を受けた共同相続人は、相続財産である不動産について、単独で指定相続分に応じた持分の移転登記手続をすることができるし、改正法の施行日前に開始した相続については、上記共同相続人は、その指定相続分に応じた不動産持分の取得を登記なくして第三者に対抗することができるから、遺言執行者が速やかに上記共同相続人に上記不動産持分の移転登記を取得させる必要があるともいえない。

2 相続財産の全部又は一部を A に包括遺贈する旨の遺言がされた場合において、遺言執行者は、A 以外の者に対する所有権移転登記がされた不動産について、A が受けるべき持分に関する部分の抹消登記手続又は一部抹消(更正)登記手続を求める訴えの原告適格を有する。

(理由)

不動産又はその持分を遺贈する旨の遺言がされた場合において、上記不動産につき、上記の遺贈が効力を生じてからその執行がされるまでの間に受遺者以外の者に対する所有権移転登記がされたときは、遺言執行者は、上記登記の抹消登記手続又は上記持分に関する部分の一部抹消(更正)登記手続を求める訴えの原告適格を有すると解される。相続財産の全部又は一部を包括遺贈する旨の遺言がされた場合についても、これと同様に解することができる。そして、以上のことは、審理の結果、遺言執行者が抹消登記手続を求める不動産が相続財産ではないと判断された場合であっても、異なるものではないというべきである。

3 複数の包括遺贈のうちの一つがその効力を生ぜず、又は放棄によってその効力を失った場合、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときを除き、包括受遺者が受けるべきであったものは、他の包括受遺者には帰属せず、相続人に帰属する。

(理由)

包括受遺者は、相続人と同一の権利義務を有する(民法 990 条)ものの、相続人ではない。同法 995 条本文は、受遺者が受けるべきであったものが相続人と上記受遺者以外の包括受遺者とのいずれに帰属するかが問題となる場面において、これが「相続人」に帰属する旨を定めた規定であり、その文理に照らして、包括受遺者は同条の「相続人」には含まれないと解される。

参照条文等:民法 1012 条 1 項 2 項、995 条

【2】神戸地判令和 3 年 9 月 16 日 判例時報 2548 号 43 頁

平成 28 年(ワ)第 343 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴、和解))

Y が開設する病院において食道静脈瘤に対する内視鏡的静脈瘤結紮術(以下、EVL)を実施した手術において、患者 X が本件手術中に心肺停止となるなどした結果、低酸素脳症により寝たきりの状態になったのは、手術をし

た医師らに原因があるとして、不法行為又は債務不履行による損害賠償として、約 1 億 5058 万円を請求した事案。

本判決は、Y の病院の医師らは、X が鎮静剤の投与方法に注意しなければ低酸素血症を招くということも予見し得たところ、鎮痛剤であるミダゾラムを側管注法(静脈注射のうち、比較的少ない量の薬剤を一度に静脈内に注入するワンショットの方法)で投与したことについて、X はミダゾラムの投与により呼吸抑制に陥りやすい状態であり、ミダゾラムには呼吸抑制の副作用発生が警告され、投与は緩徐な方法によるべきとされていたことから、医師らは当日、EVL を中止するか、又は、緩徐な方法による投与をすべき注意義務を負っていたところ、これを怠ったとして、鎮静剤の投与方法に過失又は注意義務違反があったとして、約 1 億 3830 万円の賠償を認めた。

参照条文等:民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)415 条、民法 709 条、715 条

【3】さいたま地判令和 3 年 12 月 15 日 判例時報 2549 号 29 頁

平成 30 年(ワ)第 1465 号 損害賠償請求事件 一部認容、一部棄却(確定)

本件は、Y 市の設置する中学校に在籍していた X が、所属するサッカー部内でいじめを受けるなどして不登校になったことについて、同中学校教諭ら及び Y 市教育委員会がいじめ防止義務や不登校解消義務等の職務上の義務に違反したと主張して、Y に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料及び弁護士費用合計 550 万円の支払を求めた事案である。

本判決は、h 教諭が X に対し、指導に伴い頭を叩いたり耳を引っ張ったりするなど少なからぬ程度の有形力を行使した点、b 教頭が部員らの保護者に対し、いじめはなかった旨伝えた点、教育委員会が重大事態の発生を認知すべきであったにもかかわらず、重大事態としての調査を怠り、本件中学校教諭らに対する指導を行わなかった点等について違法性を認め、慰謝料 50 万円、弁護士費用 5 万円の支払を認容した。

参照条文等:いじめ防止対策推進法 28 条、国家賠償法 1 条 1 項

【4】大津地判令和 4 年 1 月 14 日 判例時報 2548 号 38 頁

令和 2 年(ワ)第 11 号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

医療法人 Y の設置する歯科医院においてインプラント手術を受けた X が、担当医師 P が術前検査による神経の走行位置の確認をしないまま、インプラント体を下顎管に入り込む位置に埋入したため、左側三叉神経を損傷したとして、500 万円の損害賠償請求をした。

本判決は、パノラマレントゲン写真及び作成した口腔模型に基づき神経の走行位置を把握し手術したため過失がないとの Y の主張に対し、CT 撮影すれば下顎管に重なる位置であることがわかったはずであり、パノラマレントゲン写真でもそのような読影が可能であるから適切な検討を尽くしていないとして、290 万円の限度で請求を認めた。

参照条文等:民法 415 条、416 条、418 条、民事訴訟法 92 条の 2、247 条

【5】東京地判令和 4 年 2 月 14 日 判例時報 2549 号 5 頁

平成 30 年(ワ)第 17390 号(第 1 事件)、平成 30 年(ワ)第 31075 号(第 2 事件)、令和 2 年(ワ)第 29550 号(第 3 事件) 不当利得返還等請求、損害賠償等請求、違約金等請求事件 第 1 事件・第 2 事件認容、第 3 事件棄却 控訴

本件は、X が A 所有の土地の売買契約を仲介業者 Y1 株式会社との間で締結するに際し、Y1 の代表取締役 Y2 が詐欺行為(A が求める代金を超えた支払を請求した)を行ったため売買契約を取り消したとして、Y2 に対し、不法行為に基づき、Y1 に対し、不当利得又は会社法 350 条に基づき、X が支払った手付金 1 億円の一部 7000 万円の支払を求め(第 1 事件)、X が、Y3 は貸付けの実態がないにもかかわらず、Y3 が Y1 に 8000 万円を貸し付けた旨の公正証書を作成し、X が手付金を送金した Y1 名義の口座を差し押さえて転付命令を受け、故意に X の

Y1 に対する債権を侵害し、また、法律上の原因なく利得を得たとして、Y3 に対し、不法行為又は不当利得に基づき預金債権額 6159 万円余を求め(第 2 事件)、Y1 は、X が詐欺事件をでっち上げ、Y1 の口座を凍結したなどとして、売買契約の違約金の一部 6000 万円の支払を求めるとともに、Y1 の社会的信用を低下させたとして X に対し、不法行為に基づき損害として 1000 万円の賠償を求めた(第 3 事件)事案である。

本判決は、Y2 による欺罔行為がなければ X は本件土地を 10 億円で購入する意思表示をし、手付金を支払わなかったとして、X が 10 億円で本件土地を購入できる可能性が実際にあったとしても Y2 の行為は不法行為に該当すると認定し、Y3 の Y2 に対する債権は実態がなく、Y3 は、Y1 口座の預金債権が X からの騙取金であると知っていたと認定し、X の損失と Y3 の利得には因果関係があるとして不当利得の成立を認めて、第 1 第 2 事件とも X の請求を認容し、第 3 事件の Y1 の請求は棄却した。

参照条文等:民法 709 条、703 条、会社法 350 条

【6】岐阜地判令和 4 年 2 月 21 日 判例時報 2548 号 60 頁

平成 28 年(ワ)第 758 号、平成 30 年(ワ)第 51 号 大垣警察市民監視国家賠償請求、個人情報抹消請求事件(一部認容、一部棄却、一部却下(控訴))

訴外会社 A は X1 ないし X4(X ら)の地元で風力発電事業(本件発電事業)を計画しており、X1 及び X2 は本件発電事業に対する反対運動を行っており、X3 及び X4 は反対運動を行っていなかったが以前に市民運動に積極的に関与した経歴を有していた。大垣警察署の警察官は A に対し、本件発電事業について情報交換を持ち掛け、X らの身上等の情報を提供し、反対運動の状況等の情報を入手した。X らは、X らの人格権としてのプライバシー等が侵害されたとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求をするとともに、岐阜県警察等及び警察庁警備局が保有する X らの個人情報の抹消を求めた。

本判決は、警察法 2 条 1 項の規定に照らし、プライバシー情報の収集等は犯罪の未然防止も警察の責務に含まれることから直ちに国家賠償法上違法とはいえないが、大垣警察署の A に対する情報提供の必要性は認めがたいとして、情報提供行為は違法であるとして 55 万円の賠償を認め、大垣警察署による情報収集・保有について目的、必要性及び態様等を総合的に判断して国会賠償法上の違法はなく、抹消請求は請求内容が特定されていないとして、訴えを却下した。

参照条文等:国会賠償法 1 条 1 項、警察法 2 条 1 項

【7】東京地判令和 4 年 11 月 30 日 判例時報 2547 号 45 頁

平成 31 年(ワ)第 3465 号 国家賠償請求事件(棄却(控訴))

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/778/091778_hanrei.pdf

同性の者との婚姻を希望する原告らが、婚姻を異性間のものに限り同性間の婚姻を認めていない民法及び戸籍法の諸規定(本件諸規定)が憲法 14 条 1 項、24 条 1 項及び 2 項に違反しており、国会が同性間でも婚姻を認める立法措置を講じる義務を怠ったことが、国家賠償法 1 条 1 項の適用上違法であると主張して、慰謝料等の支払を求めた事案。

裁判所は、次の通り判示して、本件諸規定が 14 条 1 項、24 条 1 項及び 2 項に違反するものではなく、国会は婚姻を同性間でも可能とする立法措置を講ずべき義務を負っているとは認められないなどとして、原告らの請求を棄却した。

(1)憲法 24 条 1 項の文言や起草時の議論等を踏まえ、憲法 24 条にいう「婚姻」とは異性間の婚姻を指し、同性間の婚姻を含まない。

(2)婚姻を男女間の人的結合関係と捉える伝統的な価値観が、夫婦となった男女が子を産み育て、家族として共同生活を送りながら次の世代につないでいくという古くからの人間の営みに由来するものであることからすれば、一方的に排斥することも困難で、現段階において同性間の人的結合関係を「婚姻」とすることの社会的承認がある

ものとは認め難く、憲法 24 条の「婚姻」についての解釈を変更すべき状態となっているものということはない。

(3)本件諸規定は、性的指向によって婚姻の可否について区別的取扱いをするものであるが、婚姻を異性間のものとする社会通念を前提とした憲法 24 条 1 項の法律婚制度の構築に関する要請に基づくものであって合理的な根拠が存するものと認められ、憲法 14 条 1 項に違反するとはいえない。

(4)憲法 24 条は、本件諸規定が定める婚姻を同性間にも認める立法をすること、又は同性間の人的結合関係について婚姻に類する制度を法律により構築することなどを禁止するものではない。同性愛者にとっても、パートナーと家族となり、共同生活を送ることについて家族としての法的保護を受け、社会的公証を受けることができる利益は個人の尊厳に関わる重大な人格的利益に当たり、現行法上その法制度が存在しないことは憲法 24 条 2 項に違反する状態にあるということが出来るが、同法制度を構築する方法は多様なものが想定され、それは立法裁量に委ねられており、必ずしも本件諸規定が定める現行の婚姻制度に同性間の婚姻を含める方法に限られないことからすれば、本件諸規定が憲法 24 条 2 項に違反すると断ずることはできない。

参照条文等:憲法 13 条、14 条 1 項、24 条 1 項 2 項、民法 739 条 1 項、戸籍法 74 条、国家賠償法 1 条 1 項

(商事法)

【8】大阪高決令和 4 年 7 月 21 日 金法 2209 号 40 頁

令和 4 年(ウ)第 750 号 仮処分命令認可決定に対する保全抗告事件〔抗告棄却〕

上場会社である債務者 Y の株主である債権者 X(持ち株比率 7.01%)は、買収防衛策として導入された差別的行使条件および取得条項が付された新株予約権の無償割当て(以下「本件無償割当て」という。)が、(1)株主平等原則に反する、(2)著しく不公正な方法によるものであるとして会社法 247 条 1 号および 2 号の類推適用により、その仮の差止めを申し立てた。大阪地方裁判所が、仮の差止めを認める仮処分決定をしたところ、Y は、これに対して保全異議の申立てを行ったが、同裁判所は、上記仮処分決定を認可する旨の決定をした。Y が、これを不服として、大阪高等裁判所に保全抗告をしたのが本件である。

本決定は、株主の意思を確認するための株主総会決議を経ていることなどからすれば本件無償割当てを実施する必要性は認められるものの、上記仮処分決定における審理の過程で Y が示した買収行為の撤回方法は、株主権の本質的内容である議決権などの共益権を大幅かつ長期間にわたって制限し、譲渡までも禁じられるもので、これが実質的に閉ざされたものであること、X の現組合員である個人、法人など X 関係者を含めた本件無償割当ての非適格者の認定が現経営陣による恣意的判断である可能性を排除できないことなどの事情の下では、株主の共同の利益を維持するための手段としての相当性を欠き、著しく不公正な方法により行われた場合に当たるとして、Y による上記保全抗告を棄却した。

参照条文等:会社法 247 条

(知的財産)

【9】知財高判令和 5 年 4 月 25 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ケ)第 10121 号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/054/092054_hanrei.pdf

被告は、「Julius Tart」の文字を標準文字で書してなり、第 9 類「眼鏡」等を指定商品とする商標(本件商標)の商標権者である。原告は、「TART」の文字を標準文字で書してなり、第 9 類「眼鏡」等を指定商品とする商標(引用商標)の商標権者である。原告が、本件商標について、商標登録無効審判(本件審判)を請求したところ、特許庁が不成立の審決(本件審決)をしたので、原告が、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、その構成部分全体によって他人の商標と識別されるから、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して商標の類否を判断することは原則として許

されないが、商標の構成部分の一部が出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものと認められる場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じないと認められる場合などには、商標の構成部分の一部を要部として取り出し、これと他人の商標とを比較して商標そのものの類否を判断することも、許されると解するのが相当である。

これを前提として本件商標についてみると、本件商標の構成中「Julius」と「Tart」の単語の間には空白部分があるが、それぞれの文字は同書同大で、「Tart」の文字部分は強調されていないのみならず、「TART」（引用商標）は、本件商標の指定商品との関係で周知な商標であるとはいえないから、本件商標の構成のうち「Tart」が商品等の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものではない。むしろ、本件商標は、「Julius Tart」の欧文字（標準文字）を同書同大でまとまりよく一体的に構成されているものであり、「ジュリアス タート」とよどみなく称呼することが可能であるから、「Tart」を要部として抽出することはできず、本件商標は一体不可分の構成の商標としてみるのが相当である。

そして、本件商標と引用商標は、外観において構成する文字数が明らかに異なり、称呼においても構成音、構成音数が明らかに異なるものであるから、外観及び称呼において相紛れるおそれはなく、また、両商標は、特定の観念を生じさせるものではないから、観念において比較することができない。以上によれば、本件商標と引用商標は、外観及び称呼において明瞭に区別することができ、非類似の商標であるといえるから、両商標の指定商品が同一又は類似するものであるとしても、本件商標は、商標法 4 条 1 項 11 号に該当するものとはいえない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:商標法 4 条 1 項 11 号

【10】知財高判令和 5 年 5 月 10 日

令和 4 年(ネ)第 10093 号 特許権侵害差止請求権及び損害賠償請求権不存在確認請求控訴事件 特許権 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/072/092072_hanrei.pdf

原告医薬品の製造販売について医薬品医療機器等法 14 条 3 項に基づく厚生労働大臣の承認申請を行った控訴人が、発明の名称を「乳がんの処置におけるエリブリンの使用」とする特許権の特許権者である被控訴人を被告として、原告医薬品の生産、譲渡等について本件特許権に基づく差止請求権を有しないことの確認等を求める事案であって、控訴人は、各訴えはいずれも確認の利益を欠くものであるとして却下した原判決を不服として、本件控訴を提起したが、棄却された事案。

控訴人は、当審において、(1)パテントリンケージのシステムが発動するということが、「医薬品として原告医薬品が厚生労働省から承認されない」という「控訴人の有する権利又は法的地位に危険又は不安が存在」している法的紛争がある状態であり、また、パテントリンケージは、あくまでも先発医薬品メーカーの特許権が有効で、かつ、後発医薬品がその技術的範囲に含まれることを前提とする制度であり、被控訴人らに対し、裁判所による侵害の有無の判断(確認判決)さえ示されたならば、上記の「承認されない」という控訴人の法的地位に対する危険は除去されるから、確認判決を得ることが必要かつ適切な場合に該当する、(2)控訴人は承認申請のため原告医薬品を製造しており、承認後に行う製造行為も事実行行為としては同じであって、原告医薬品の製造販売を行う意思を有しており、他方、被控訴人らは、現状において権利行使をする意思がないとは述べているが、実際に権利行使を行い得る状況にあるが、確認の利益は客観的な状況によって判断されるべきであって、侵害の有無を判断すべき客観的な状況が存在する以上、確認の利益は認められるべきである、(3)二課長通知に基づく実務が TPP11 協定(第 18・53 条 2 項)に根拠を有するものとして許容されるためには、特許抵触の有無に疑義がある本件のような確認訴訟が提起された場合については、裁判所が実体的な判断を示すことが必要であるから、本件においては確認の利益が認められるべきである旨主張する。

しかしながら、(1)については、控訴人が主張する上記「承認されない」という「控訴人の有する権利又は法的

地位」の「危険又は不安」とは、控訴人と厚生労働大臣との間で問題となる事柄であり、また、かかる危険又は不安を除去するため控訴人と被控訴人らとの間で本件訴訟において確認判決を得ることが必要かつ適切であると解することもできない。

(2)については、控訴人と被控訴人らとの間の本件差止請求権及び本件損害賠償請求権の存否について、現に当事者間に紛争が存在し、控訴人の有する権利又は法律的地位に危険又は不安が存しているとは認められないから、本件差止請求権及び本件損害賠償請求権の不存在確認請求に係る本件各訴えについて確認の利益があると認められないと判断したものであって、被控訴人らの主観のみによってこのような結論を導いているわけではない。

(3)については、TPP11協定の第18・53条2項は、医薬品の販売承認に当たって、特許抵触の有無に疑義があるとして本件のような特許権侵害に係る確認訴訟が提起された場合に、裁判所が確認の利益を認めて実体的な判断を示さなければならない旨を規定するものではない。

したがって、控訴人の上記主張は理由がない。

参照条文等:特許法100条1項

【11】東京地判令和4年6月28日 判例タイムズ1506号219頁

令和3年(行ウ)第381号 登録処分取消請求事件(訴え却下)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/290/091290_hanrei.pdf

農林水産大臣が特定農林水産物等の名称の保護に関する法律(平成30年法律第88号による改正前のもの。地理的表示法12条1項に基づき、登録生産者団体を愛知県味噌溜醤油工業共同組合、名称を「八丁味噌」、生産地を「愛知県」などとして、特定農林水産物等の登録に関する処分(本件処分)をしたのに対し、原告会社が、地理的表示法13条1項3号イ及び同項4号イ所定の登録拒否事由があるのにこれを看過した違法があるなどと主張してその取消しを求めた。本判決は、本件訴えは、行訴法14条1項本文所定の出訴期間を徒過していたところ、原告会社が、出訴期間内に本件訴えを提起しなかったのは、原告会社が組合員になっている八丁味噌共同組合が本件処分について、審査請求を行い、その裁決を待っていたためであるが、本件裁決後、同組合の他の組合員が本件処分の取消しを求める訴訟提起に消極的となり、原告会社が単独で本件訴えを提起せざるを得なくなった事情は、専ら組合内部の事情であって、原告は、行政事件訴訟法14条1項所定の出訴期間経過前に本件処分に係る取消訴訟を自ら提起しないと判断したのであるから、当該事情は同項の「正当な理由」といえないとし、本件訴えを却下した。

参照条文等:行政事件訴訟法14条、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律3条2項、15条

【12】東京地判令和5年4月12日

令和3年(ワ)第8940号 特許権移転登録抹消登録請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/053/092053_hanrei.pdf

発明の名称を「亜臨界水処理装置」とする特許権者である原告が、被告に本件特許権を譲渡した事実はないのに被告に対する不実の移転登録がされていると主張して、特許権の移転登録手続の抹消登録手続を求めた事案であって、本件特許権の譲渡は無効と解するのが相当であるとして、請求を認容した事案。

被告代表取締役Dは、本件特許権の譲渡時までには、Aが、原告を設立して原告に本件特許権を取得させ、被告製品と競合する有機物廃棄処理装置を販売しようとしていたことについて、認識していたものと認められる。そして、本件特許権が原告にとって重要な財産であることは被告も認めるところであり、被告は、原告が本件特許権を実施することにより収益を得ようと企図していたことについても認識していたものと認められる。これらの事情に照らすと、被告において、原告が競合他社である被告に対し本件特許権を無償で譲渡することはないと考えるのが通常であるといえる。それにもかかわらず、Dは、原告代表取締役Cに対し、「取締役会決議等の社内裁決手続は取れているんでしょね?」と尋ね、Cが「Aも了解しているし、社内手続も大丈夫だ。」と述べたことのみをもって、

承認決議が存在すると考え、本件特許権の移転登録手続を経たというのである。

このような本件特許権の譲渡の経緯に照らすと、D において、本件特許権の移転登録手続を経る前に、C に対し、原告の承認決議があったことを裏付ける取締役会議事録を提出させるか、又は、原告の実質的経営者である A に対し、真実本件特許権を譲渡することに承諾しているのかどうかを確認しておけば、本件特許権の譲渡につき、原告の取締役会による承認決議がされていないことを認識できたというべきである。そして、本件特許権の移転登録手続を経ることが、被告にとって急を要するものであったとしようかかわれないこと、また、A が被告の取締役であり、被告と A は既知の関係にあったことに照らすと、本件特許権の移転登録手続を経る前に、上記の確認をとることは容易であったといえる。

したがって、D は、少なくとも本件特許権譲渡について原告の取締役会における承認決議がなかったことを知ることができたといえるから、本件においては、民法 93 条ただし書の規定を類推して、本件特許権の譲渡は無効と解するのが相当である。

参照条文等:民法 93 条ただし書

(刑事法)

【13】最一決令和 5 年 5 月 8 日 裁判所 HP

令和 5 年(し)第 270 号 勾留理由開示に対する特別抗告事件(抗告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=92065

本件抗告は、裁判官が勾留理由開示期日において告知した勾留理由に関し不服を申し立てるものであるが、勾留理由開示は、公開の法廷で裁判官が勾留の理由を告げるものであるから、刑事訴訟法 433 条 1 項にいう「決定または命令」に当たらないと解するのが相当である(最高裁平成 5 年(し)第 64 号同年 7 月 19 日第二小法廷決定参照)。したがって、本件抗告の申立は不適法であるから、棄却する。

参照条文等:刑事訴訟法 433 条 1 項

(公法)

【14】最三判令和 5 年 5 月 9 日 裁判所 HP

令和 4 年(行ヒ)第 150 号 納骨堂経営許可処分取消、納骨堂経営変更許可処分取消請求事件(上告棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/062/092062_hanrei.pdf

墓地、埋葬等に関する法律 10 条の規定により大阪市長がした納骨堂の経営又はその施設の変更に係る許可について、墓地、埋葬に関する法律施行細則 8 条において、法 10 条の規定による許可の申請があった場合は、当該申請に係る墓地等の所在地が、学校、病院及び人家の敷地からおおむね 300 メートル以内の場所にあるときは、当該許可を行わないものと規定されているのは、このような場所にある人家に居住する者が平穏な日常生活を送る利益を保護する趣旨を含むものと解されることから、当該納骨堂の所在地からおおむね 300m 以内の場所に敷地がある人家に居住する者は、その取消しを求める原告適格を有するとされた事例。

参照条文等:墓地、埋葬等に関する法律 10 条、行政事件訴訟法 9 条

【15】東京高判令和 3 年 11 月 11 日 判例時報 2547 号 5 頁

令和 3 年(行コ)第 177 号 遺族厚生年金等不支給決定取消請求控訴事件(取消・請求認容(確定))

老齢厚生年金等の受給権者であり平成 30 年 11 月に死亡した A と重婚的内縁関係にあった内妻が、厚生年金保険法上の「配偶者」に当たるとして、遺族厚生年金等の請求をしたところ、厚生労働大臣が亡 A と本妻との婚姻関係が形骸化していたとは認められないとして不支給決定処分をしたため、その取消しを求めて提訴した事案。原審は、同様に形骸化を認めず、内妻の請求を棄却した(東京地判令和 3 年 6 月 24 日・判例時報 2547 号 8 頁)。控訴審裁判所は、別居期間が長期間であり婚姻関係を維持ないし修復するための積極的な働きかけがされたとも

認められないことや、A から本妻への定期的な金銭提供や住居提供等の経済的支援が相当期間あったことは両者間の実子に本妻の生計維持負担がかかることを危惧した側面が強く、積極的に婚姻関係の維持存続を図ろうとする趣旨及び目的は希薄だったこと、平成 30 年 5 月には離婚調停を申し立てて条件面の協議をしていたことなどを踏まえ、亡 A と本妻との婚姻関係は実体を失って形骸化し、その状態が固定化して近い将来解消する見込みがない場合であり、事実上の離婚状態であったとして、内妻が事実上婚姻関係と同様の事情にある者であったとして、遺族厚生年金等についての「配偶者」要件を満たすとして、原判決を取り消し、内妻の請求を認容した。

参照条文等:厚生年金保険法 3 条 2 項、37 条 1 項、59 条 1 項、国民年金法 5 条 7 項、19 条

【16】東京高判令和 4 年 3 月 11 日 判例タイムズ 1506 号 62 頁

令和 2 年(ネ)第 2936 号 国家賠償請求控訴事件(変更、上告受理申立)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/145/091145_hanrei.pdf

平成 8 年法律第 105 号による改正前の旧優生保護法に基づき強制不妊手術(優生手術)を受けさせられたと主張する控訴人が、国に対し、国家賠償法 1 条 1 項に基づき、慰謝料請求等をした事案において、本判決は、同法の優生条項は、その立法目的が差別的思想に基づくものであり正当性を欠く上、目的達成の手段も極めて非人道的で、憲法 13 条及び 14 条 1 項違反は明らかとしたうえで、民法(平成 29 年法律第 44 号による改正前のもの)724 条後段の除斥期間の起算点は本件優生手術時で、本件訴訟提起時には当該起算点から 20 年が経過していたが、本件では、当該期間の経過により被害者の権利行使を排斥することは著しく正義・公平の理念に反するというべきで、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が、その前文において、優生手術を受けた被害者に対する謝罪の意を表明していること等からすると、同法が制定された平成 31 年 4 月 24 日頃になってようやく社会全体として優生手術が違憲であり、国による不法行為を構成するものであることを明確に認識することが可能になり、そうすると同法 5 条 3 項に照らし、その施行日から 5 年間の経過するまでは民法 724 条後段の効果は生じないと解するのが相当であるとして、控訴人の国家賠償請求を認容した(一方、謝罪広告掲載の請求については、必要性を認めなかった。)

参照条文等:優生保護法(平 8 法 105 号改正前)1 条、4 条、12 条、憲法 13 条、14 条 1 項、国家賠償法 1 条 1 項、民法(平 29 法 44 号改正前)724 条後段、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律 5 条 3 項

【17】名古屋高判令和 4 年 8 月 26 日 判例タイムズ 1506 号 48 頁

令和 2 年(行コ)第 23 号 犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求控訴事件(控訴棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/434/091434_hanrei.pdf

控訴人 X(男性)と共同生活していた男性が、X とは別の交際男性に殺害されたため、X が、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(犯給法)5 条 1 項 1 号にいう「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」として同号所定の「配偶者」に該当するなど主張し、遺族給付金(同法 4 条 1 号)の支給の裁定を申請したが、愛知県公安委員会から支給しない旨の裁定(本件処分)を受けたため、その取消しを求めた事案。

本判決は、同性パートナーが「事実上婚姻関係と同様の事情にあった者」に当たるかについて、犯給法が遺族給付金を受給できる遺族の範囲を「配偶者」「婚姻の届出」「婚姻関係」という民法上の概念により定めており、一次的には死亡した犯罪被害者と法律上の婚姻関係にあった配偶者としつつ、法律上の婚姻関係と同視し得る関係を有しながら婚姻の届出がない者も受給権者とするものと解され、現行の法体系に照らせば「婚姻」「配偶者」の定めは、異性間の関係のみを意味すると判示し、憲法 14 条違反の主張に対しては、犯罪被害者給付金の制度は、社会連帯共助の精神に基づく一種の見舞金的な性格のもので、犯罪被害者遺族として扱われることの権利利益の重大性が強いとまではいえず、どのような共同生活関係にある者に給付金を支給するかには、立法府にある程度広い裁量が認められるとして、本件処分の取消しを認めなかった。

参照条文等:犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 5 条 1 項 1 号)

【18】福岡地判久留米支部令和 4 年 6 月 24 日 判例タイムズ 1506 号 181 頁

令和元年(ワ)第 382 号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/289/091289_hanrei.pdf

公立小学校の運動場でサッカーの授業中、児童が転倒したゴールポストの下敷きとなり死亡した事故に関し、その両親(原告ら)が、被告(地方公共団体)に対し、小学校の教員らにゴールポストを適切に固定しなかった等の安全配慮義務違反があるとし、また、在学契約関係上の付随義務として、本件事故を十分に調査しその結果を原告らに報告し、調査に関し原告らの意向を確認し配慮する義務を怠ったとして、国家賠償法 1 条 1 項に基づく損害賠償を求めた(原告らは、予備的にゴールポストの設置又は管理の瑕疵を主張し同法 2 条 1 項に基づく請求をしたが、被告はこれについては認めた)。

本判決は、本件事故以前から、ゴールポストが転倒しないよう配慮すること、固定状況を点検すること、本件同様の死亡事故が生じていることを文部科学省が通知し、校長はそれを認識していたのであるから、本件事故の発生は容易に予見できたとして安全配慮義務違反を認めたと、調査報告義務については、地方公共団体は、学校内の事故について十分な調査及びその結果報告の義務があるものの、調査委員の人选や、具体的な調査の内容・方法等については、学校設置者や調査委員会の判断に委ねられるとし、調査に関して保護者の意向を確認し、調査内容等について保護者と協議する義務や、調査が尽くされているかにつき保護者の意向を確認し対応すべき義務は認められないとして当該義務違反を認めなかった。

参照条文等:民法 709 条、722 条 2 項、国家賠償法 1 条 1 項、2 条 1 項

【19】熊本地判令和 4 年 10 月 3 日 判例タイムズ 1506 号 93 頁

令和 2 年(行ウ)第 12 号 生活保護廃止処分取消請求事件(認容、控訴)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/460/091460_hanrei.pdf

妻及び看護専門学校の准看護課に通う孫と同居し、平成 26 年 7 月から孫と世帯分離された上で生活保護を受給していた原告が、平成 28 年 4 月に孫の同校の看護科への進学後、行政処分庁により世帯分離解除がされ、平成 29 年 2 月 14 日付けで孫の収入と併せた世帯収入が最低生活費を上回るとの理由で生活保護の廃止決定処分(本件処分)がなされたため、被告(県)を相手に、世帯分離解除及び本件処分の違法を主張して、本件処分の取消しを求めた。

本判決は、生活保護法上、世帯単位の原則の例外として専修学校等に進学した世帯員の保護世帯からの世帯分離が認められている趣旨は、専修学校等の在学中に十分な稼働能力を取得させ、専修学校等に進学した世帯員及び分離された保護世帯の将来的な自立の促進助長にあり、そのような趣旨及び生活保護法 10 条及び厚生省社会局長通知第 1 の 5(3)等の文言に照らすと、専修学校等に進学した世帯員の世帯分離又は世帯分離解除をするかの判断には、行政処分庁に相応の裁量権が付されているが、本件では、当時の孫の就学状況、孫及び原告夫婦の経済状況等に照らすと、平成 29 年 2 月時点において、孫と原告夫婦との世帯分離の継続が同人らの経済的自立に資する状況にあったことは明らかで、行政処分庁には、専ら孫の収入増加等の表層的な現象に着目したがゆえに、原告夫婦及び孫の経済的な自立助長に効果的な状況が継続しているかという視点を欠いており、保護の補足性の原則を踏まえても、本件処分は、裁量の範囲を逸脱・濫用したのものとして違法であるとして、本件処分を取消した。

参照条文等:生活保護法 4 条、10 条

(社会法)

【20】大阪地判令和 5 年 4 月 17 日 裁判所 HP

令和 3 年(ワ)第 11560 号 営業秘密使用差止等請求事件 不正競争 民事訴訟(棄却)

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/076/092076_hanrei.pdf

原告が、原告の元取締役である被告 P1、原告の元従業員である被告 P2 及び被告 P1 が代表取締役を務める被告会社に対し、被告 P2 が、被告 P1 の指示の下、原告の契約するクラウドサーバー(本件クラウド)に記録されていた営業秘密である取引先及び取引内容に係る情報(本件情報)を窃取して被告会社に開示したことが不正競争防止法 2 条 1 項 4 号に該当すると主張して、同法 3 条 1 項に基づき、本件情報に記載の者に対する営業行為の差止め等を求めた事案。

「営業秘密」(不正競争防止法 2 条 6 項)といえるためには、当該情報が秘密として管理されていることを要するところ、秘密として管理されているといえるためには、秘密としての管理方法が適切であって、管理の意思が客観的に認識可能であることを要すると解される。これを本件情報について見るに、本件情報が記載されたファイルや書面には営業秘密である旨の表示がなく、原告の全従業員がアクセス可能な本件クラウドに保存されていた。また、原告の通信・運用管理規程において本件情報を具体的に秘密として指定して秘密保持義務を課す規定はなく、秘密保持契約等も締結等していなかった。さらに、原告は、本件情報が営業秘密であることなどの注意喚起も、その取扱いに関する研修等の教育的措置も行っていなかった。

このような本件情報の管理状況に鑑みると、当該情報は、漫然と原告の全従業員がアクセス可能な本件クラウドに保存されていたにすぎないものであって、適切に秘密として管理されていたとはいえない。

これに対し、原告は秘密管理性が肯定されると主張する。しかしながら、(1)会社が業務上契約して使用するクラウドサーバーに社外の第三者が自由にアクセスできないようにしているのは当然のことであり、(2)本件クラウドに保存された全ファイルの目的外ダウンロードを禁止していたからといって、本件情報が営業秘密として管理されていたことにはならず、(3)通信・運用管理規程や入社時の誓約書には、本件情報を営業秘密として管理する旨の記載はなく、他人の個人情報をみだりに開示しないことと他人の個人情報が原告の営業秘密であることは関係がない。また、(4)原告が被告 P1 及び被告 P2 の退職時に要求した誓約書は、明らかに公序良俗に反し無効なものであり、被告 P1 及び被告 P2 がこれを拒否するのは当然であって、むしろ、原告において本件情報を適切に営業秘密として管理していなかったことを窺わせる事情といえる。そうすると、その余の要件について検討するまでもなく、本件情報は、営業秘密に該当しない。

以上によれば、本件情報が営業秘密に該当することを前提とする原告の不正競争防止法に基づく請求には理由がない、として原告の請求は棄却された。

参照条文等:不正競争防止法 2 条 1 項 4 号、2 条 6 項、3 条 1 項

(その他・弁護士関係)

【21】東京地判令和 4 年 2 月 25 日 判例時報 2549 号 14 頁

令和 1 年(ワ)第 27833 号・令和 3 年(ワ)第 4942 号 損害賠償請求、損害賠償請求反訴事件 棄却(控訴)

本件は、ミュージカルの制作等を目的とする破産者株式会社 A(以下、A)の破産管財人 X が A から破産手続き開始の申立て事件を委任された弁護士 Y は、A の破産財団を構成すべき財産の散逸を防止すべき義務に違反して、本件の委任契約を締結した後、申立てがされるまでの間に、A が管理する預貯金口座(B 口座、G 口座)に入金された公演料等 979 万円余から弁護士費用相当 58 万円を控除した 914 万円余を散逸させたとして、Y に対し、委任契約の債務不履行に基づく損害賠償(914 万円余)を求めた事案であり、反訴は、Y が X に対し、本件訴訟は不当訴訟にあたるとして民法 709 条及び破産法 148 条 1 項 4 号に基づき不法行為に基づく損害賠償を求めた事案である。

本判決は、B 口座に係る預金債権は B 社に帰属し、法人格否認の法理により B と A の法人格を同一視することもできないから、A の破産財団を構成するとは認められず、G 口座に係る預金債権は A の破産財団を構成する財産と認められるものの、Y は、A 代表者 P1 に新たな弁済をしてはならない旨の指導及び助言をしたこと、P1 は A の破産財団を構成する財産はない旨の回答をしている等から財産散逸防止義務違反は認められないとして、X の

本訴請求を棄却し、反訴請求について、G 口座に係る預金債権は A の破産財団を構成する財産であって、X の主張が事実的又は法律上の根拠を欠くとはいえず、B 口座に係る預金債権は、P1 が B 口座の開設手続きを行い、P1 が通帳等を管理していた等に照らせば、X の主張が明らかに事実的、法律的根拠を欠くとまで認めるには足りず、不法行為を構成するとはいえないとして反訴請求を棄却した。

参照条文等:民法 415 条、644 条、709 条、破産法 148 条 1 項 4 号

(紹介済み判例)

最一決令和 2 年 12 月 7 日 判例タイムズ 1506 号 45 頁

令和元年(あ)第 1843 号 殺人、窃盗、住居侵入、会社法違反被告事件(上告棄却)

→法務速報 236 号 12 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/889/089889_hanrei.pdf

福岡高判令和 3 年 10 月 15 日 判例時報 2548 号 75 頁

令和 3 年(行コ)第 19 号 退職手当支給制限処分取消等請求控訴事件(変更・請求一部認容(確定))

→法務速報 260 番 24 号にて紹介済み

大阪地判令和 4 年 4 月 15 日 判例タイムズ 1506 号 205 頁

令和 2 年(ワ)第 23 号 損害賠償請求事件(一部訴え却下、一部認容、控訴)

→法務速報 263 号 5 番にて紹介済み

最一判令和 4 年 4 月 21 日 判例タイムズ 1506 号 38 頁

令和 2 年(あ)第 1751 号 傷害、暴行被告事件(破棄差戻)

→法務速報 253 号 10 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/114/091114_hanrei.pdf

最二判令和 4 年 6 月 24 日 判例時報 2547 号 18 頁

令和 3 年(受)第 1463 号 親子関係不存在確認請求事件(破棄自判)

→法務速報 255 号 17 番で紹介済み

最三決令和 4 年 8 月 16 日 金法 2208 号 77 頁

令和 4 年(許)第 6 号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件〔抗告棄却〕

→法務速報 256 号 12 番で紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/365/091365_hanrei.pdf

最三判令和 4 年 9 月 13 日 判例時報 2547 号 93 頁

令和 4 年(行ヒ)第 7 号 分限免職処分取消請求事件(破棄自判)

→法務速報 257 号 11 番で紹介済み

最一判令和 4 年 10 月 6 日 判例タイムズ 1506 号 28 頁

令和 2 年(受)第 1462 号 取立金請求事件(破棄自判)

→法務速報 258 号 13 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/450/091450_hanrei.pdf

最三決令和 4 年 11 月 30 日 判例タイムズ 1506 号 33 頁

令和 3 年(許)第 17 号 間接強制決定に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

→法務速報 260 号 15 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/563/091563_hanrei.pdf

最大判令和 5 年 1 月 25 日 判例タイムズ 1506 号 15 頁

令和 4 年(行ツ)第 130 号選挙無効請求事件(上告棄却)

→法務速報 262 号 24 番にて紹介済み

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/708/091708_hanrei.pdf

2. 令和 5 年(2023 年)5 月 18 日までに成立した、もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・閣法 211 6

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律

・・・感染症の発生やまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速的確な措置を講ずるための仕組み等の整備、内閣官房に当該施策の総合調整や同対策本部等に関する事務を行う内閣感染症危機管理統括庁を設置することを定めた法律。

・閣法 211 12

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律

・・・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略の策定、脱炭素成長型経済構造移行債の発行、化石燃料の輸入事業者等に対する賦課金の徴収、発電事業者への排出枠の割当てに係る負担金の徴収について定めた法律。

・閣法 211 16

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律

・・・出産育児一時金についての後期高齢者医療制度からの支援金の導入、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直し、市町村による介護情報の収集・提供等に係る事業の創設等について定めた法律。

・閣法 211 17

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

・・・鉄道の特性を発揮することが困難な状況にある区間に係る交通手段の再構築に関する措置を創設するとともに、地域公共交通特定事業の拡充等を定めた法律。

・閣法 211 21

私立学校法の一部を改正する法律

・・・私立学校の理事、理事会、監事、評議員、評議員会及び会計監査人の職務その他の学校法人の機関に関し必要

な事項、予算、会計その他の学校法人の管理運営に関する規定の整備等を定めた法律。

・閣法 211 23

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律

・・・特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等を定めた法律。

・閣法 211 24

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律

・・・配偶者からの暴力等について、国が定める基本的な方針、都道府県が定める基本的な計画の記載事項の拡充、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令制度の拡充等を定めた法律。

・閣法 211 27

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律

・・・商品又は役務の取引に関する表示について、前に課徴金納付命令を受けたことがある事業者に対して課す課徴金の額を加算する措置、不当景品類及び不当表示防止法第 5 条の規定等に違反する疑いのある事業者が疑いの理由となった行為に係る是正措置計画の認定を受けたときは当該行為について措置命令等の規定を適用しないこと等を定めた法律。

・閣法 211 28

仲裁法の一部を改正する法律

・・・経済取引の国際化の進展等の仲裁をめぐる諸情勢の変化に鑑み、仲裁廷が命ずる暫定保全措置について内容、手続、その強制執行等の手続等を定めた法律。

・閣法 211 29

調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

・・・調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の締結に伴い、和解の仲介を行う手続において成立した国際和解合意に基づく強制執行を可能とする制度を創設することを定めた法律。

・閣法 211 30

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・我が国における裁判外紛争解決手続の利用につき、認証紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度を創設すること等を定めた法律。

・閣法 211 31

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律

・・・木材関連事業者が国内の素材生産販売事業者又は外国の木材輸出業者から木材等の譲受け等をする際に、当該木材等の原材料となる樹木が法令に違反して伐採されていないかの確認を義務付け、当該木材等の譲渡しをする際に当該確認のために用いた情報を相手方へ伝達することを義務付けること等を定めた法律。

・閣法 211 32

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律

…政府による熱中症対策の実行に関する計画の策定、環境大臣による熱中症特別警戒情報の発表及び当該発表時における市町村長による暑熱から避難するための施設の開放に係る措置等を定めた法律。

・閣法 211 33

日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律

…日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例等を定めた法律。

・閣法 211 34

日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律

…日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う道路運送法及び道路運送車両法の適用除外、刑事手続等の特例、国の賠償責任の特例等を定めた法律。

・閣法 211 37

国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律

…補助金等交付財産の処分の制限に係る承認の手続の特例、国家戦略特別区域法に規定されている法人農地取得事業に係る農地法の特例措置を構造改革特別区域において実施することを可能とするための規定の整備等を定めた法律。

・閣法 211 38

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の一部を改正する法律

…医療情報に含まれる記述等の削除等により他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工した匿名加工医療情報の取扱いに関する規定の整備、匿名加工医療情報を匿名医療保険等関連情報等と連結して利用することができる状態で提供するための仕組みの創設等を定めた法律。

・閣法 211 39

地方自治法の一部を改正する法律

…地方制度調査会の答申にのっとった地方議会の役割及び議員の職務の明確化、会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備、公金事務の私人への委託に関する制度の見直し等を定めた法律。

・閣法 211 41

刑事訴訟法等の一部を改正する法律

…犯罪被害者等の個人特定事項の記載がない起訴状抄本等を被告人に送達する措置等の導入、位置測定端末により保釈された者の位置情報を取得する制度の創設、拘禁刑以上の実刑の言渡しを受けた者等が出国により刑の執行を免れることを防止するための制度の創設等を定めた法律。

・閣法 211 42

海上運送法等の一部を改正する法律

…一般旅客定期航路事業等に係る許可制度の充実、対外旅客定期航路事業等に係る登録制度の導入、旅客の輸送の用に供する小型船舶の乗組員に対する教育訓練の実施の船舶所有者への義務付け、対外船舶貸渡業者等が作成する外航船舶確保等計画の認定制度の創設等を定めた法律。

・閣法 211 51

著作権法の一部を改正する法律

…立法又は行政の目的のために内部資料として必要と認められる場合等に著作物等の公衆送信等を可能とする措置、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度の創設、著作権等の侵害に対する損害賠償額の算定の合理化を図る措置等を定めた法律。

3. 5月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

小島妙子 水谷英夫／編著 日本加除出版 374頁 4,290円

先輩弁護士は別居前後で考える！離婚・パートナー関係の実務相談Q&A

藤代浩則 野村創 野中英匡 城石惣 田附周平／著 学陽書房 199頁 3,300円

失敗事例でわかる！民事尋問のゴールデンルール30★

狩倉博之／著 学陽書房 211頁 3,630円

多数の相続人・疎遠な相続人との遺産分割

京野哲也／著 ぎょうせい 258頁 3,630円

民事反対尋問のスキル(第2版) いつ、何を、どう聞くか？

潮見佳男 木村貴裕 水津太郎 高須順一 赫 高規 中込一洋 松岡久和／編著 弘文堂 225頁 2,530円

Before／After 民法・不動産登記法改正

平田 厚／著 新日本法規 292頁 4,290円

事例にみる 遺言能力判断の考慮要素－心身の状況、遺言の内容、合理性・動機等－

4. 5月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

★は後記に解説あり

中澤佑一／著 中央経済社 194頁 2,970円
令和3年改正法対応 発信者情報開示命令活用マニュアル

裁判所職員総合研修所／監修 法曹会 406頁 4,400円
財産管理事件における書記官事務の研究

山浦美紀／著 新日本法規 196頁 2,420円
パワハラグレーゾーン 裁判例・指針にみる境界事例★

大西隆司／編著 川本信吉 北村清孝 廣田 亘 吉村一成／著 新日本法規 278頁 3,960円
法律家・宅建業者のための 任意売却相談対応マニュアル

5. 発刊書籍＜解説＞

「失敗事例でわかる！民事尋問のゴールデンルール30」

民事事件の尋問において留意すべき事柄を30のルールとして紹介するほか、尋問における具体的な問答を基にして失敗例の問題点と改善点が解説されている。視点がユニークであり、読み物としても面白い本である。

「パワハラグレーゾーン 裁判例・指針にみる境界事例」

パワハラについて、どこまでが正当な指導であり、どこからがハラスメントであるのかという視点で過去の裁判例を引用して解説がされており、労働トラブルを招かないために留意すべき点を把握することができる書籍である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。